

4 事前伐採後の跡地の取扱いの状況

(1) 伐採及び造林に係る制度的枠組み

都道府県知事は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に基づき、民有林¹¹について、伐採及び造林に関する事項など市町村森林整備計画における森林施業等の指針等となる、地域森林計画を策定しなければならないとされている。

また、市町村長は、森林法第 10 条の 5 に基づき、地域森林計画に即して、森林所有者等が行う立木の伐採や造林の標準的な方法を定める、市町村森林整備計画を策定しなければならないとされ、森林所有者等は、同法第 10 条の 7 において、市町村森林整備計画に従って伐採及び造林などの森林施業等を実施することとされている。

森林所有者等は、地域森林計画の対象民有林（保安林¹²等を除く。）の立木を伐採する場合、森林法第 10 条の 8 第 1 項に基づき、あらかじめ市町村長に対し、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければならないとされている。

届出書に記載する伐採方法は、主伐¹³と間伐¹⁴に大別され、主伐を行う場合には、市町村森林整備計画に従い、人工造林¹⁵又は天然更新¹⁶による造林が求められる。

なお、間伐を行う場合¹⁷は、伐採後の跡地への造林は求められない。

また、林野庁の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁森林整備部計画課長通知）によると、森林所有者等から届出書の提出があった場合、市町村職員は市町村森林整備計画との適合の観点から、届出書に記載された内容を審査することとされている。

このうち伐採後の造林の取扱いについては、表 4-(1)のとおり、造林の方法を人工造林とした場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から 2 年以内（択伐¹⁸による伐採は 5 年以内）に植栽を行うこととされているか、天然更新とした場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から 5 年以内に状況

¹¹ 国有林以外の私有林及び公有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）

¹² 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公益目的を達成するため、森林法第 25 条及び第 25 条の 2 に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林

¹³ 次の世代の森林の造成(更新)を伴う森林の一部又は全部の伐採

¹⁴ 育てようとする樹木同士の競争を軽減するため混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

¹⁵ 苗木を植栽したり、種子のまき付けをしたりするなど、人の手により森林を造成すること。

¹⁶ 植栽等の人為によらずに、自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からのほう芽等による森林の造成を行うこと。

¹⁷ 主伐後に森林以外の用途に転用する場合にも伐採後の跡地への造林は求められない。

¹⁸ 主伐には、一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する「皆伐」と、おおむね 30%以内の伐採率で部分的に伐採する「択伐」がある。

を確認し、5 年を経過する日までに更新がなされないときは、その後 2 年以内に植栽等を行うこととされているか、確認することとされている。

表 4-(1) 「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁森林整備部計画課長通知）＜抜粋＞

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度 ①～③ (略) ④ 市町村森林整備計画との適合の確認 ア及びイ (略) ウ また、伐採方法が主伐となっている場合は伐採後の更新が必要であることから、伐採後の造林の計画について審査します。 エ 具体的には、造林の計画について、 (ア) 市町村森林整備計画に定める人工造林（又は天然更新）の対象樹種及び人工造林（又は天然更新）の標準的な方法に適合していること (イ) 当該森林が市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている場合は、天然更新ではなく人工造林（植栽）が計画されていること (ウ) 人工造林の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日（択伐により伐採した場合は 5 年を経過する日）までに造林する計画となっていること (エ) (略) (オ) 天然更新の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までに造林する計画となっていること (カ) 天然更新の場合は、「5 年後において適確な更新がなされない場合」欄において、5 年を経過する日までに更新がなされない場合には、その後 2 年以内に植栽又は天然更新補助作業を行うことが計画されていること (キ) 造林面積が、主伐に係る伐採面積と一致していること（伐採後において森林以外の用途に転用するものである場合を除く。） (ク) (略)
--

(注) 地域森林計画の対象民有林（保安林等を除く。）における伐採後の造林の取扱いに関わる部分を抜粋した。

なお、森林所有者等が保安林において立木竹を伐採する場合は、森林法第 34 条に基づく都道府県知事の許可等が必要である。当該保安林に係る指定施業要件¹⁹において植栽に関する事項が定められている場合は、立木の伐

¹⁹ 保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種を定めたもの

採後、同法第 34 条の 4 に基づき、当該指定施業要件に従って植栽を行わなければならないとされている。

(2) 事前伐採後の造林方針

実地調査の結果²⁰、事前伐採後の跡地の造林方法について、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村において、伐採方法が主伐であるとした 8 市町村のうち、2 市町村が人工造林を、6 市町村が天然更新をそれぞれ行うとしている。

表 4-(2)のとおり、人工造林を行う 2 市町村では、将来再び配電線の支障木とならないよう、配電線の高さまで成長しない樹種を植栽するとしており、天然更新を行う市町村の中にも、更新後の樹木が数十年後に再び配電線の支障木となるおそれがあると認識する市町村がみられた。

なお、本調査時点では、伐採から間がないため、天然更新の状況を確認する時期に至っておらず、更新後の樹種が再び配電線の支障木となるおそれが差し迫っていないこともあり、現に支障となっている例はみられなかったものの、将来的には樹木が成長し、再び配電線の支障木となる可能性について市町村は留意しておくことが望ましい。

表 4-(2) 事前伐採後の造林方針

1	伐採箇所は、保安林や市町村森林整備計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林でないため、森林法令上、人工造林又は天然更新のいずれの造林方法でもよいが、土砂災害等を誘発するおそれがあるため、のり面保護の観点から、全ての伐採箇所において人工造林を実施することとしている。 人工造林の樹種は、成長した樹木が再び支障木とならないように、配電線に近いところは樹高が 5m 程度の低木を、配電線から少し離れているところは中木をそれぞれ植栽している。
2	天然更新を選択した場合、シカによる食害で更新が進まないと考えられるため、人工造林を実施することとしている。 伐採跡地に植栽する樹種については、以下の要件を考慮し、今後、ウリハダカエデの植栽を予定している。 i) シカの食害に悩まされているため、シカの不し好性の高い樹種であること。 ii) 伐採跡地におけるのり面保護の観点から早く根が張る樹種であること。 iii) 植栽した樹木が成長した際に再び支障木とならないために、配電線の高さまで成長しない樹種であること。

²⁰ 実地調査の結果、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村では、事前伐採の伐採箇所について、地域森林計画の対象民有林である例がほとんどであった。

3	地域森林計画の対象民有林を伐採箇所とした事前伐採後の跡地について、天然更新等により森林を保全する必要があるため、将来、樹木が育って再び配電線の支障木となる可能性があることを認識している。 再度伐採が必要になった場合、市町村と一般送配電事業者間で協議しながら対応するのではないかと想定している。
4	伐採箇所は、保安林や市町村森林整備計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林でないため、天然更新としている。 数十年後に、伐採跡地に造林した樹木が成長し、配電線に掛かるおそれもあるが、その際には再び伐採することになると考えている。

(注) 当省の実地調査結果による。